**附属書18-F**

第J節の附属書

第J節（インターネットサービスプロバイダー）を実施するための選択肢として、締約国は、2003年6月6日にマイアミで締結された米国とチリの間の自由貿易協定の第17.11.23条（本条項を本附属書に援用し、その一部とする）を実施することができる。